

## ～小1、小4、中1、高1保護者の皆様へのお願い～

○個別の教育支援計画の作成について、別紙プリントを配付いたしましたので、御協力をお願いします。

## ～放課後等支援事業所（放課後デイサービス）利用保護者の皆様へのお願い～

○引き渡しファイル（ピンクファイル）に、利用日や事業所名を記入して当日持たせてください。

# 福祉サービス利用までの流れと個別の教育支援計画の活用



- ・放課後支援や日中一時支援、移動支援、居宅サービス（入浴など）のサービスを利用したい！
- ・どんな施設やサービスがあるのか知りたい！



地域連携課に教育相談

相談支援事業所へ相談  
施設見学や面談ができ、  
無料で紹介や説明をして  
くれます。

市・町の福祉課へ相談  
初めて利用する時は、こ  
こで利用手続きをして  
スタート！

手続きの  
流れを説  
明します！

「個別の教育支援計画」を持参してください。  
（面談時に役立ちます。お子さんの様子が分かり、その子に合った施設を紹介しやすくなります。）

保護者は、各市町の福祉課に、サービス利用の申請をする。

相談

保護者は、認定調査（市町の調査員による聞き取り）を受ける。

申請

相談支援事業所でサービス等利用計画案が作成される。

市町で支給決定をし、受給者証が保護者に送付される。

受給者証受理

サービス担当者会議が開かれる。

「個別の教育支援計画」を持参してください。  
（面談時に使用すると、お子さんの特性や対応を理解してもらいやすくなります。）

保護者は、サービス事業所と利用契約を結ぶ。  
支給決定時のサービス等利用計画を作成する。

契約  
利用計画  
作成

利用開始

見直し（6ヶ月ごと）

## 昨年度はこんな内容の教育相談がありました・・・

「どこの学校に就学したらいいの?」「どんな支援があれば、本人は学習がしやすくなるの?」「どこの放課後等支援事業所を使ったらいいいの?」「登校時にはどんな支援が受けられるの?」「居住地でいろいろ相談できる所は?」「学校見学をしたい」「学校での生活について教えてほしい（放デイ事業所より）」など・・・

それぞれのケースに応じて、迅速にそして関係機関との連絡を密にしながら対応をしてきました。

今年度も、医療・行政・福祉などの各関係機関とのつながりを大切に、相談者の困り感に寄り添いながら支援をしていきます。